

昭和二十一年二月十六日會議議案

昭和二十一年二月十六日
昭和二十一年二月十七日
勅令第八十八號

隱匿物資等緊急措置令 參照本所

裏面白紙

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮
詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ隱匿
物資等緊急措置令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
各國務大臣



勅令第 號

陸揚物者等與無措假令 (案)

第一條 本令施行ノ際現ニ別表ニ掲グル物者 (以下調査物者ト稱ス) ヲ所有シ又ハ占有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ於テ所有シ又ハ占有スル調査物者ニ付左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ニ
 三浦ヲ昭和二十一年三月十日迄ニ當該物者ノ所在ノ場所ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ
 丁大臣ニ提出スベシ但シ商工大臣ノ指定スル數量ニ滿タザル數量ノ調査物者ヲ所有シ又ハ占有スル者ニ付テハ之ノ限ニ在ラズ
 一 本人ノ氏名又ハ名稱、住所農職業又ハ事業
 二 當該物者ニ付本人以外ノ所有者又ハ占有者ノ存スル場合ニ於チ (其ノ者ノ氏名又ハ名稱住所及職業又ハ事業
 三 當該物者ノ名稱、數量及所在ノ場所) 本令施行前一年間ニ入手シタルモノニ付テハ其ノ旨
 四 所有又ハ占有ノ目的
 五 入手ノ経路

六 最近四月間ノ使用又ハ販賣數量及今後四月間ノ使用又ハ販賣ノ見込数量

七 其ノ他必要ト認ムル事項

調査物者ニシテ
 世帯ヲ同ジクスル戸主及家族ノ所有シ又ハ占有スルモノ (戸主及家族ノ業務上所有シ又ハ占有スルモノヲ除ク以下同ジ) ニ付テハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ世帯主ハ同項ニ掲グル事項
 同ジクスル戸主及家族ノ所有シ又ハ占有スルモノノ場合ニ於テハ同項但書ノ規定ハ世帯主
 同ジクスル戸主及家族ノ所有シ又ハ占有スルモノノ合計數量ニ付テハ適用ス
 世帯主同ジクスル戸主及家族ニシテ世帯主以外ノモノハ其ノ所有シ又ハ占有スル調査物者ニ
 同ジク記載ニ付前項ノ規定ニ依ル世帯主ノ報告書ノ作成ニ對シ協力スベシ
 第一項ノ規定ハ昭和二十年昭下農林省令第一號第一條ノ規定ノ適用ヲ受ケル者ノ所有ニ係ル絹紡絲、柞蠶絲又ハ絹製品ニ付テハ之ヲ適用セズ
 第二條 前條ノ規定ニ依リ報告書ヲ提出スベキ調査物者ヲ所有シ又ハ占有スル者ハ本令施行ノ日ヨリ昭和二十一年四月二十日ニ至ル期間當該物者ヲ調査シ又ハ隠匿若ハ遺棄ノ目的ヲ以テ其ノ形質ヲ變更シ若ハ之ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限
 ニ在ラズ



- 一 勸業廳長命令ハ昭和十二年法律第百二十二號勸業廳官制ニ基キテ發スル命令ノ定ムル所ニ依リ
又ハ此等ノ命令ニ基ク處分ニ依リ調査物資ヲ引渡スル場合
- 二 重要産業團體命令ニ依ル特種命令ノ特種規程又ハ商工組合法ニ依ル特種命令ノ特種規程ノ定
ムル所ニ依リ調査物資ヲ引渡スル場合
- 三 商工大臣又ハ地方長官ノ指示スル配給統制ニ從ヒ調査物資ヲ引渡スル場合
- 四 商工大臣ノ指定スル者（以下特種命令ト稱ス）ガ調査物資ヲ引渡スル場合
- 五 特種命令ニ對シ調査物資ヲ引渡スル場合
- 六 特種命令ノ指示ニ基キ調査物資ヲ引渡スル場合
- 七 農林團體法ニ依ル農林團體、水産業團體法ニ依ル水産業團體、森林法ニ依ル森林組合又
ハ市町村其ノ他ノ公共團體ガ調査物資ヲ引渡スル場合
- 八 工場又ハ事業場ニ於テ其ノ従業員ニ對シ其ノ業務上必要トスル材料ノ調査物資ヲ引渡ス
ル場合
- 九 小賣業者ハ消費者ニ對シ調査物資ヲ引渡スル場合
- 十 特別ノ事情ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ調査物資ヲ引渡スル場合

前項ノ規定ニ依リ調査物資ノ引渡ノ禁止ヲラレタル場合ニ於テハ該物資ハ之ヲ引渡セザルコ
トヲ得ズ

第三條 主トシテ大臣又ハ地方長官調査物資又ハ調査物資以外ノ國民生活ノ安定ヲ確保スル爲必要
ナル物資ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ（以下指定物資ト稱ス）ノ配給ノ適否又ハ價格ノ安
定其ノ維持民衆經濟ノ再興ナル事行ハル爲必要アリト認ムルトキハ調査物資又ハ指定物資
引渡シ又ハ處分スル事ヲ得、ラルル所有者其ノ他此等ノ物資ヲ多量ニ所有スル者ニ對シ期間其
他必要ナル事項ヲ指定シテ該物資ノ引渡其ノ他、處分ヲ禁止シ又ハ引渡ノ時期、價格、輸
手方具ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ該物資ノ引渡ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官前項ノ規定ニ依リ引渡其ノ他、處分ノ禁止ノ命令ヲ爲シタル場合又ハ
調査物資若ハ指定物資ノ所有者知レザル場合其ノ他所有者ニ對シ該物資ニ付前項ノ規定ニ
依ル引渡其ノ他、處分ノ禁止ノ命令ヲ爲スコト著シク困難ナル場合ニ於テ必要アリト認ムル
トキハ當該物資ヲ占有スル者ニ對シ期間其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ該物資ノ引渡其ノ
他、處分ヲ禁止スルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官第一項ノ規定ニ依リ引渡ノ命令ヲ爲シタル場合又ハ調査物資若ハ指定



第六條 第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ譲渡スベキ調査物等又ハ指定物等ガ知レタル擔保權ノ目的ヲ効力ヲ有ス

第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ譲渡スベキ調査物等又ハ指定物等ガ知レタル擔保權ノ目的ヲ兼合ニ於テハ當該物等ノ譲渡ヲ受クル者ハ其ノ對價ヲ供託スベシ

第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル調査物等又ハ指定物等ノ譲渡又ハ引渡アリタル場合ニ於テハ當該物等ニ付在シタル擔保權ハ他ノ法令ニ拘ラス所有權移轉ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ得ズ
第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ譲渡又ハ引渡ヲ命セラレタル調査物等又ハ指定物等ニ付擔保權ヲ有シタル者ハ第三條第四條ノ規定ニ依リ第二項ノ規定ニ依リ供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第七條 主務大臣又ハ地方長官ハ調査物等若ハ指定物等ニ付必要トシテ報告ヲ請フ又ハ擔保可及シテ丁場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ調査物等ノ指定物等ノ種類ノ帳簿等ヲ検査セシムコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證明書ヲ持帶セシムベシ

前項ノ規定ノ様式ハ主務大臣之ヲ定ム

第八條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ州、市、町、村、支那人其ノ他ノ團體ノ職員ヲシテ前項ノ規定ニ依リ検査ニ關スル事務ニ從事セシムコトヲ得

前項第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 第一項ノ規定ニ依リ検査ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第九條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズルモノヲシテ本令ニ依リ調査物等ニ關スル報告ノ實施上必要トシテ事務ヲ行ハシムコトヲ得

第十條 左ノ各條ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第一條ノ規定ニ違反シ報告等ノ提出ヲ怠リ擔保ノ報告等ヲ提出シ又ハ世帯主ノ報告等ノ作成ニ協力セザル者

二 第二條ノ規定ニ違反シタル者

第十一條 第三條第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ命令若シテ處分又ハ第四條第一項若シテ第二項ノ



裏面白紙

規定ニ違反シタル者ハ五年以下ノ獄又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ信狀ニ因リ獄役罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十三條 第七條又ハ第八條ノ規定ニ依ル該官吏又ハ職員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ隠避シテ
ル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 法人ノ代表者又ハ法人ノ代理人、使用人其ノ他ノ僱用者其ノ法人又ハ人、業務ニ關

シ第十條又ハ第十一條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對
シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

- 一 石油製品（礦物性、揮發油、燈油、煤油、及重油ヲ謂フ）
- 二 糸（絹糸及生糸ヲ除ク）
- 三 左ニ掲グル纖維製品（口古品ヲ除ク）
 - イ 織物（長サ半ヤール以上、布ヲ謂フ）
 - ロ 手布
 - ハ 外衣（婦人子供用ノモノヲ除ク）
 - ニ 洋服（婦人子供用ノモノヲ除ク）
 - ホ 作業服
 - ヘ シヤツ及ズボン下
 - ト 車手
 - チ 傘
 - リ 靴下
 - ヌ 足袋
- 四 纖維屑
- 五 牛ノム、豚ノム及ゴム製品（地下足袋、ゴム靴、ナイヤ及フューブヲ謂ヒ口古品ヲ除ク）
- 六 革及革靴（牛、馬、山羊、綿羊及豚ノ革及此等ヲ主トシ材料トスル靴ヲ謂ヒ口古品ヲ除ク）
- 七 煉化油及脂肪
- 八 瀝青（瀝青、普通瀝青材及特殊瀝青材ヲ謂フ）及瀝青製品（釘、鋼索及鉛線等ヲ謂フ）
- 九 滑氣抵抗合金
- 十 滑氣銅、滑氣鋼及青銅（此等ノ板、管、線及條ヲ含ム）或ニ此等ノ屑及枚
- 十一 錫（板、管、線及條ヲ含ム）或ニ其ノ屑及枚
- 十二 ノルミニウム及ジュラルミン（此等ノ板、管、線及條ヲ含ム）或ニ此等ノ屑及枚
- 十三 電動機ハ掛付タルモノヲ除ク）
- 十四 無機器ハ掛付タルモノヲ除ク）
- 十五 電球（使用中ノモノヲ除ク）
- 十六 軸受



ニ終戦後各種物資、需給が極端ニ逼迫シテ居リマスノハ、本館ノ通告アリマスガ其ノ反響不慮
 又ハ不當ニ物資ヲ運送又ハ退蔵シテキル者セ少クトイ状況デアリマシテ戦中終戦時ノ混亂ニ
 乗ジ軍等ヨリ不當ニ物資ノ拂下ゲヲ受ケタリ又ハ「インフレーション」ヲ助長シ見殺シ旨
 漸クヤ買惜シミヲシテキル等面白カラヌ向モ相前見テラレ物資ノ配分ハ必ズシモ公平ニ行
 ツテキルトハ由上無キ買情デアリマス。斯クテハ國民一般ニ面白カラヌ影響ヲ與ヘマス、
 ミトラズ産業活動ニテ大トル障害ヲ與ヘマス、デ此ノ際政府トシテハ此ノ様ト面白カラヌ形
 態ニ於テ物資ヲ保有シテ居ル者其ノ他物資ヲ持テる者ニ所有シテキル人々カラ大イコ物資ヲ
 抽出サセテ之ヲ適正配給シ戦中海外引揚者、戦死者、救護及農村食糧供出ノ見返リニ充テ
 必要ガアリマス。從ヒマシテ此ノ際備在物資等ニ上述ノヤクト面白カラヌ影響ニ於テ運送
 セラレテ居リマス物資ヲ放出シテ適正トル配給ヲ爲シ窮乏者ノ國民生活ヲ物心共ニ安定セシ
 ムルノ措置ヲ急遽ニ斷行スルニ急マレバ、戰時トラゾル事等ニ關ラントモ限ラトイテズ、
 デアリマス。カカル見地ヨリ公共ノ安全ヲ保持スルニ緊急ニ必要ガアルト認メマシテ茲ニ憲
 法第八條ニ依リ緊急措置等ヲ發令シ、權制定仰ガントスル次第デアリマス

其ノ内容ハ第一ニ現在需給ノ逼迫シテキル物資ノ運送ノ對象トトル類同ノアルモノニ付テ
 其ノ所有數量、保管數量等ヲ一定期日迄ニ政府ニ報告サセ其ノ内容ヲ檢査シ不正又ハ不當ニ
 隠退蔵ラシテキルモノ又ハ時ニ急遽ニ所有シテ居ルモノト認メラレモ、ニ付キマシテ運送
 トル向先ニ對シ其ノ運送ヲ命令スルノデ在リマス。此ノ様ニ一回全面的ニ調査シテ上議院令
 令ラスル豫定ノ物資ハ勅令案ノ別表ニ掲アテアル通りデアリマシテ主トシテ國民生活上緊要
 トル物資デモ現在需給ノ苦シイ例ヘハ、糧食、被服品、ゴム用品、如干消費物資(藥品)デアルカ
 又ハ終戦時ニ不當ニ流レタト認メラレル品目例ヘハ石油、被服品、被服品、如干モノ、バカリニ限定
 致シテ居ルデアリマス。又國民ニ徒ラニ調査ノ手數ヲカケルトラ避ケル爲一定基準ニ遵

セヌモノハ、告ノ必要ナキコトヲ致シテモ、テアリマス。

斯ノ如ク物産ノ品目ヲ限定致シマス。此ノ對象トナラヌ物産ニ付テタマタマ騰騰混濁等ノ事實ガアリマシテモ何等ノ措置ヲモ講ジ得ナイノテハ困リマシ。テ調査品目以外ノ物産モ時ニ主務大臣ニ於テ指定シタ物産ニ付テハ發渡命令ヲ爲シ得ルコトトシテ制度ノ確力性ヲル運用ヲ期待致シテ居ル次第デアリマス。

尤モ本令ノ運用ニ付テハ一般消費者迄ヲモ其ノ對象ト致シテ居リマス。ガ國民ニ徒ラニ不安動搖ヲ起サセルガ如キコトナキ様十分留意ノ上發渡命令ヲ運用致シタキ方針デアリマシ。テ、斯ル勅令ガ公布サレタコトニ依リ國民ガ物産需給ノ苦シイ狀態ヲヨク認識シテ自發的ニ提議シテ來ル機ニ仕向ケマシテ以テ物産ノ需給ノ調停ト其ノ價格ノ安定ヲ正化ヲ招來スルコトヲ主眼ト致シタイノデアリマス。

仍本件實施上時ニ問題トナルモノハ如何ナル數量以上ヲ不齊又ハ不齊ノ所有ト認メテ買上メルカ又如何ナル價格ヲ買上メルカデアリマス。ガ前ノ問題ニ付テハ物産需給ニ又所有者ノ種類毎ニソレソレ相違ノ餘裕ノアル基準限度ヲ定メテ運用ノ方針ヲ同ルルニ保テ有ノ物産ヲ

十分ニ檢對シ實情ニ適シテ運用ヲ行フ様遺憾ナキヲ期スル爲メ決定デアリマシテ又買上價格ニ付テハ公定價格其ノ他ノ法課サレタル價格ニ依ルコトヲ原則トスル建議デアリマス。ガ斯ノ如キ運用上重要ナル問題ニ付テハ原則トシテ各地方廳ニ地方長官ノ相談相手タル委員會ヲ關係有識者ヲ以テ組織シ之ニ諮問シテ決定シタイト考ヘテ居リマス。

之ヲ要シマス。ルニ本件實施ノ趣旨ハ工場、倉庫、家庭等ノ一部ニ偏在シテキル物産ヲ能ク限リ多量ニ非常ナル商品ノ流通行程ニ放出サセルト共ニ斯ル勅令ノ公布ガ國民全體ニ與ヘル心理的効果ニ依ツテ目下インフレーションニ拍車ヲ加ヘソツアル買上、賣上シミノ傾向ヲ一掃シテ其ノ價格ノ騰貴ヲ抑止シ以テ國民生活ノ安定向上ヲ圖ラントスルニ在ルデアリマス。

以上簡潔ニ其ノ概要ヲ説明致シタ次第デアリマス。



方針

不正又は不當ニ物者ヲ隱匿又ハ退避シタル者特ニ終極時ノ混同ニ乘ジ其等ヨリ不當ニ物者
ノ物下ヲ受テ又ハ其ノ後ノインフレーション及財產等ヲ見直シ不正又は不當ニ物者ヲ
留又ハ買償シテ爲シタル者ヨリ物者ヲ提供セシムルト共ニ之ヲ是正ニ圖ルシ就中食糧供出
ク見返リ並ニ引移民方災者ノ救援等ニ充ツル爲左ノ要領ニ依リ行ハスルモノトス

調査対象

各種石油製品、同級紙、紙、毛布、外套、洋服、作業服、シャツ及ズボン下、
手袋、靴下、巻脚絆及足袋)及織物類、生ゴム、屑ゴム及ゴム製品(地下足袋、遊ゴム靴
タイヤカチユーブ)、車庫車輪、油脂加工品(硬化油、脂肪酸)銀銅(普通銀銅材、特殊
銀銅材、純銀及銅、銅索、鉛鉛板)電線、銅及故銅、金、銀、白金、ニッケル、コ
コラニシン及此等ノ樹、モリブデン、炭素、硫黄(以上三者ハ指行又ハ使用中ノモノヲ除
ク)、軸受

所在

一定期日以前調査対象ノ在野ノ調査申告表若シテ必要ナル場合は申告セシムルモ
トメ同申告ノ前後ニ於テ行政官及員上ニ於テ必要ニ應ジ臨検検査ヲ爲スモノトス
申告表若シテ

調査対象ノ製造(加工)者、販賣業者又ハ其ノ口口ニシテ一定数量以上ノ物者
ヲ所有スルモノ、調査対象ヲ製造上原料行トシテ使用スルモノニシテ一定数量以上ノ調査
対象ヲ所有スルモノ、官公共同體、消費者團體其ノ他一定数量以上ノ調査対象ヲ所有者
(一)撤消業者(含ム)並ニ一定数量以上ノ調査対象ヲ保管スル倉庫業者、製造業者其ノ
他ノ保管者等一定数量以上ノ調査対象ヲ所有又ハ占有スル者全部

申告事項

所有者又ハ保管者ノ氏名、名称及住所、調査対象ノ種類、所有又ハ保管数量、所有又ハ
保管場所、保管ノ場合ハ所有者ノ氏名、名称及住所、最近一ヶ年間ニ入手シタルモノナ
ハトキハ其ノ旨、入手先、最近四ヶ月間ノ使用又ハ販賣数量、其ノ他必要ナル事項

申告手続

調査期日ヨリ三週間以内ニ調査対象所在ノ地方官經由ノ上商工大臣宛申告セシムルモ

工大臣ノ申告受理事務ハ便宜地方官工局ニ委任シ之ヲ行ハシム

(二) 爾後調査

爾後ニ於テ(六)(イ)ニ依リ可及的調査ヲ履行スルモノトス

四 買 上

商工大臣又ハ地方長官ハ調査事務ノ所有者ニ對シ不正又ハ不當ト認メタル其ノ所有数量ニ付之ガ保管ヲ命ジ又ハ指定シタル價格ヲ以テ其ノ指定シタルモノニ對シ買上スルモノト命スルコトヲ得ルモノトス

(イ) 強迫買上ノ限度

製造業者及販賣業者ニ付テハ一定數量ヲ超ユル数量ノ買上原料トシテ使
用スルモノニ付テハ市場上必要ト認メラルモノ以上買上ヲ超ユル数量ノ買上原料トシテ
消費スルモノ及其ノ備蓄等ニ就テハ一定限度ヲ超ユル數量、其ノ他地方長官ニ於テ買上
ケルヲ適當ト認メタルモノニ付強迫命令ヲ發動ス

右強迫買上ノ對象ハ不正又ハ不當ニ買上ヲ被シタルモノ等ニ終戦後買上ノ
止給付ニ依リ入申シタルモノ又ハインフレーション及財産損失等起シ不正又ハ不當ニ買

上又ハ強迫買上ヲ受シタルモノニ對シ強迫買上ノ停止等ノ命令ヲ發シ得ルモノトス

五 買上ノ手続

(一) 保管命令及強迫命令

(1) (イ)ノ限以テ(イ)ニ付テハ(イ)ノ材料其ノ他ノ重要物ニシテ其ノ強迫買上ヲ伴フ物
資ニ付テハ行政官ニ於テ其強迫買上ノ強迫買上ノ決定スル迄ノ期間取敢ヘズ所有者ニ對シ原料
保管命令ヲ發シ強迫買上ノ決定後強迫命令ヲ發スルコトアルモノトス

(2) 強迫買上ノ命令、物品等買上技術上一定ノ場所ニ充テスルヲ適當トスルモノニ付テハ一
定數量ニ對シ強迫買上ノ命令ヲ發スルモノトス

(二) 強迫買上ノ相手方

(イ)ノ(山)ノ場合ノ如ク行政官ニ於テ其強迫買上ノ強迫買上ヲ指示スル場合ヲ除キ強迫買上ノ相手方
ハ(イ)ノ別紙強迫買上ノ相手方ニ依リテ定ム

(三) 強迫買上ノ價格

強迫買上ノ價格其ノ他強迫買上ノ價格ニ依ルモノトス



附 諸同委員會ノ設置

(4) 及(5)其ノ他必要事項ノ決定ニ當リテハ地方長官ハ所定ニ應ジ關係有識者ヲ以テ組織スル諸同委員會ニ諮詢シ之ヲ決定スルモノトス

(6) 蒐荷及配給

特ニ地域的ニ偏在セシキ調査物資ヲ除キ成ルベク所在地方就中最寄農村等ニ重シク設キ配給スルヲ旨トシ主務大臣ノ指導ノ下ニ地方商工局ニ於テ速ニ配給計畫ヲ樹立スルモノトシ右ニ基キ都道府縣廳ニ於テ蒐荷及配給ヲ爲スモノトス此ノ場合保管場所ニ就テハ保管命令ヲ發動スル場合ヲ除キ原則トシテ個人保管ヲ禁止シ營業倉庫、工場倉庫等ニ據管セシム

(四) 物資ノ運渡及移動ノ制限

調査物資ニ付テハ民生ノ安定ヲ確保スル爲ニ必要ナル緊急命令ヲ

(1) 他ノ法令ノ規定ニ基キ所定ノ経路及方法ニ依ルトキ

日本令ニ依リ行ニ規定シタル経路及方法ニ依ルトキ

ヲ除キ其ノ他ノ場合ニ於テハ本官官ノ責任ヲ確保スル爲ニ本官官行後一定期間(概テ一ヶ月

中)ヲ以テリ物資ノ運渡及移動ヲ制限スルモノトス

(五) 調査物資以外ノ物資ニ對スル措置

調査物資以外ノ物資ニ付テモ物資ヲ指定シ該該命令等調査物資ニ準ズル措置ヲ講ズルモノトス得ルモノトス

(六) 其ノ他ノ事項

(1) 調査及買上ニ伴フ關係官廳買上設備及兵ノ職員ノ確保

海工大臣及地方長官ニ於テ必要ナル権限ヲ行使スルノ外買上設備等ノ職員ニ對シテ應得ノ

査ニ關スル事務ニ從事セシムルモノトス

(2) 買上ニ要スル資金ノ融通及買上ニ伴フ経費其ノ他ノ損失負擔

買上設備ニ對シ買上ニ要スル資金ノ融通ヲナスト共ニ買上ニ伴フ買上設備ノ経費其ノ他

ノ損失負擔ニ就テハ要スレバ國庫ニ於テ負擔スル確率算出措置ヲ講ズルモノトス

尙物資ノ所有者ノ受領シタル買上代金ニ就テハ一定期間(概テ財産稅決定迄)原則トシ

テ之ヲ封鎖スル措置ヲ講ズルモノトス

(7) 根據法規

憲法第八條ニ基ク緊急勅令トス

（制） 裁

本令ニ違反シタル行爲ヲ爲シタル者ニ對シテハ車キ刑罰ヲ科スルモノトス
尙本措置ヲ免レントスル者ニ協力シタル保管者、輸送者等ニ付テモ相當ナル刑罰ヲ科スル
モノトス

裏面白紙

參照

昭和二十年商工機務省令第一號

昭和二十年勅令第五日「十二號一ホソタム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル
命令ニ因スル件ニ悉ク生糸等該項報告等ニ因スル件

第一條 生糸、絹紡糸、柞蠶糸又ハ絹製品ノ製造、加工又ハ賣渡ヲ業トスル者ハ昭和二十年
十二月三十一日ニ於ケル種テノ生糸、絹紡糸、柞蠶糸又ハ絹製品（牛頭岳及仕掛岳ヲ含ム
以下同シ）ニ關シ別記條式ニ依ル報告書ヲ昭和二十一年一月十五日迄ニ當該報告ノ所在地
ヲ管轄スル地方官（該項生糸ノ製造又ハ賣渡ヲ業トスル者ニ在リテハ農林大臣）ニ提出
スベシ生糸、絹紡糸、柞蠶糸又ハ絹製品ヲ使用スル電線、氣球、傘又ハゴム引加工品ノ製
造、加工又ハ賣渡ヲ業トスル者昭和二十年十二月三十一日ニ於ケル其ノ所有ニ關ル、生糸、
絹紡糸、柞蠶糸又ハ絹製品ニ付亦同シ。

軸電	變壓機	電動機	其他	錫及其合金	鐵	鋼	鋼索	鋼板	鋼釘	其他鋼材	高速鋼	普通鋼	鐵	脂肪酸	硬化油	革
個	台	台	台	台	台	台	台	台	枚	枚	枚	枚	枚	箱	箱	箱
100	50	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
100	50	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
100	50	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
100	50	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
100	50	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
100	50	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
100	50	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
100	50	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

裏面白紙

商工省告示第 號

隱匿物資等緊急措置令第三條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

年 月 日

大臣名

棉花

羊毛(獸毛ヲ含ム)

麻類

絹短纖維

絹長纖維

絹織物

布團及被張

網(トワイニ及若糸ヲ含ム)及網

紙(洋紙、和紙及板紙ヲ謂フ)

鐵製(瑠璃引ヲ含ム)又ハ輕金屬製ノ鍋、釜、湯沸、辨當箱(組

立式ノモノヲ除ク)、飯蒸器、洗面器及バケツ

石炭

油

燐

和傘及洋傘

縫針(ミシン用ノモノヲ含ム)

手引鋸

工具類(超硬工具、切削工具、測定工具、カマモト工具、機械廢物、鏡及作

業用具ヲ謂フ)

自轉車(リヤカキヲ含ム)及其ノ部品

自動車及其ノ部品

電線

鉛(板及管ヲ含ム)並ニ其ノ屑及故

品(板ヲ含ム)並ニ其ノ屑及故

アンチモン

水銀

ニッケル

コバルト

タングステン

モリブデン

鐵鋼製品(針金、鐵線、ドラム罐及其ノ故並ニ五ガロン罐及其ノ故ヲ

謂フ)

アルコール

ソーダ灰及苛性ソーダ

ベンゼン

トルエン

アセトン

エーテル

アルコール

糖子

商工省告示第 號
隱匿物資等緊急措置令第二條但書第四號ノ規定ニ依ル
統制機關在通指定ス

年月日

大臣名

- ゴム統制組合
- 皮革統制組合
- 鐵鋼販賣統制株式會社
- 電氣抵抗合金統制組合
- 金屬回收統制株式會社
- 金屬配給統制株式會社
- 新金屬統制會
- 日本電氣機械配給株式會社
- 日本電球工業組合
- 関東配電株式會社
- 北海道配電株式會社
- 東北配電株式會社
- 北陸配電株式會社
- 中部配電株式會社
- 関西配電株式會社
- 中國配電株式會社
- 四國配電株式會社
- 九州配電株式會社
- 日本ベアリング協會
- 交易營團

金融緊急措置令外四件審査報告筆記

今回御諮詢ノ金融緊急措置令、日本銀行券預入令、日本銀行券預入令ノ特例ノ件、臨時財産調査令及隱匿物資等緊急措置令ニ付、本官等全員審査委員ヲ命ゼラレ、昨日及本日委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以テ慎重之ガ審査ヲ遂ゲタリ尚本案ノ諸件ハ事執レモ緊急ニ屬シ審査報告書ヲ發スルノ違ナカリシニ由リ御諒承ヲ請フ

次ニ本案各件ノ内容ヲ説明スレバ左ノ如シ

第一 金融緊急措置令

第二 日本銀行券預入令

第三 日本銀行券預入令ノ特例ノ件

當局大臣ノ説明ニ依レバ今ヤ我が國民經濟ハ急激ニ惡性インフレーションノ段階ニ突入スルノ危機ニ瀕シ日本銀行券發行高ハ一昨年末百七十七億餘萬圓、昨年七月末二百八十四億餘萬圓ナリシガ終戰當時著シク膨脹シ八月末ニハ四百二十三億餘萬圓トナリ遂ニ昨年末ニハ五百五十四億餘萬圓ニ達シ更ニ去ル二月十二日ニハ五百九十四億餘萬圓ノ巨額ニ昇レリ斯カル終戰後ニ於ケル通貨ノ急膨脹ハ多年ニ亘ル戰爭ニ因リ我が經濟國力ノ甚大ナル消耗ヲ蒙ルト共ニ他面戰費

ノ調達ノ專ラ國債ニ依存シタル結果莫大ナル購買力ヲ累積シ物資ト通貨トハ著シク不均衡ノ狀況ニ在リタル所更ニ終戦後食糧ノ絶對的不足ニ加ヘテ農家ノ供出不振消費者層ノ買焦リヲ來シ又價格及配給體系ノ混亂石炭ノ不足及各種生産組織ノ内外兩面ニ於ケル不安定等相累積シタル爲招來シタルモノニシテ政府ニ於テハ斯カル情勢ニ對處シ根本的ニ物資ト通貨トノ均衡ヲ回復シ我國財政經濟ヲ再建シ通貨物價等ノ體系確立ノ素地ヲ造成セントシ約一千億圓ニ上ル財産稅等ヲ徵收センコトヲ企圖シツツアルモ當

面ノ危機ハ急步調ヲ以テ切迫シツツアリ而シテ右ノ根本對策ハ此ノ危局打開ニ間ニ合ハザル候アルノミナラズ若シ現状ノ儘放置セシカ破局的インフレーションヲ誘發シ社會經濟秩序ノ崩壞ヲ來ス虞アリ斯クテハ根本對策タル財産稅等ノ創設ノ如キ到底所期ノ效果ヲ收メ得ヘカラザルハ言ヲ俟タズ仍テ政府ニ於テハ此ノ際一大決意ヲ以テ既存ノ過剩購買力ノ主要源泉タル過剩現金ヲ回收スルト共ニ金融機關ノ預金等ノ支拂ニ付テモ少額ノ生活資金等已ムヲ得サルモノノ外禁止シ又一定ノ債務ノ支拂ニ付テハ封鎖支

拂ノ方途ヲ講ジ新ナル基盤ノ上ニ資金使用
ノ適正ナル調整ヲ行ヒ得ルノ態勢ヲ整備シ
他面之ト併行的ニ諸般ノ根本對策ヲ實施シ
物ト金トノ均衡ヲ回復シ又物價ノ水準及體
系ヲ整へ以テ社會經濟ノ安定ニ備フルコト
刻下喫緊ノ要務ナリト認ム然レドモ此等ノ
施策ハ來ルベキ議會ノ開會ヲ待テ立法的
措置ヲ講ゼンカ既ニ時機ヲ失シ社會經濟秩
序ノ混亂ヲ招クノ虞アリテ到底公共ノ安全
ヲ保持シ難キモノト思料セラルルニ由リ茲
ニ憲法第八條第一項ノ規定ニ基ク本案ノ諸
件ヲ立案シ茲ニ本院ノ詢議ニ附セラレンコ

トヲ奏請シタルモノナリ

次ニ此等諸件ノ要旨ヲ説明スレバ左ノ如シ

一 金融緊急措置令

(一) 金融機關ハ國又ハ都道府縣其ノ他公共團
體及金融機關ノ預金等ヲ除キ本令施行ノ
際現ニ存スル預金等(以下封鎖預金等ト稱ス)
ニ特定ノ場合ノ外其ノ支拂ヲ爲スコトヲ得
ザルモノトス尚日本銀行券預入令第四條
第二項ノ規定ニ依リ生ジタル預金貯金及
金錢信託並ニ封鎖支拂ニ基キ生ジタル金
融機關ノ預金其ノ他金融業務上ノ債務ハ
之ヲ封鎖預金等ト看做スコトトシ封鎖支



拂ノ意義及金融機關ノ範圍ヲ定ム(第一條)

三條及第八條)

(二) 本令施行ノ際現ニ存スル(イ)國債、地方債、社債等元本ノ償還及利息ノ支拂、(ロ)株式、出資等ニ對スル配當金、殘餘財産ノ分配金及合併又ハ減資ニ因ル交付金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ、(ハ)保險契約ニ基ク保險金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ支拂ハ封鎖支拂ニ依リ之ヲ爲スベキモノトス(第二條)
(三) 大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ(イ)封鎖預金等ノ債權ヲ讓渡シ又ハ之ヲ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ制限シ又ハ禁止シ、(ロ)金

融機關等ニ對シ資金ノ融通ヲ制限シ又ハ禁止シ、(ハ)金錢債務ノ辨濟ニ關シ封鎖支拂其ノ他命令ヲ以テ定ムル現金支拂以外ノ方法ニ依ルベキコトヲ命ジ、(ニ)資金ノ保有方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得ルモノトス(第七條乃至第九條)

(四) 封鎖預金等ニ付テハ其ノ債權者ハ特定ノ場合ヲ除クノ外支拂禁止ノ解除セラルルニ至ル迄ハ其ノ支拂ノ請求ヲ爲スノ權利ヲ有セザルモノトシ、並ニ支拂禁止ノ解除セラルルニ至ル迄ノ間ニ於ケル封鎖預金等ニ附スベキ利息及時效ニ關スルコトヲ

定ム(第九)

(五) 本令ノ適用ト他ノ法令ノ規定ニ依ル制限
又ハ禁止トノ關係ヲ定メ並ニ本令施行
上必要ナル罰則ヲ定ム(第十一條乃至
第十二條)

二 日本銀行券預入令

(一) 命令ヲ以テ定ムル種類ノ日本銀行券(以
下舊券ト稱ス)ハ其ノ所持者が命令ヲ以テ
定ムル日迄ニ金融機關ニ對スル預金貯金
金錢信託ヲ爲サザル限り一定ノ日限強制
通用ノ效力ヲ失フモノトシ(四)命令ヲ以テ
定ムル期間内ニ日本銀行ニ對シ舊券ヲ以
テ預金ヲ爲ス者ハ預入ト同時ニ命令ヲ以

テ定ムル金額ヲ限り命令ヲ以テ定ムル日
本銀行券(以下新券ト稱ス)ニ依リ當該預金
ノ支拂ヲ爲スベキコトヲ請求スルコトヲ
得ルモノトシ(ハ)此等ノ場合ヲ除クノ外前
記命令所定日ノ經過後ニ於テハ舊券ハ之
ヲ授受スルコトヲ得ザルモノトシ(ニ)其ノ
他金融機關ノ範圍舊券ニ依ル預金ノ受入
及新券ニ依ル支拂ニ關スル事務ヲ取扱フ
モノヲ定ム(第一條乃至第三條
第六條及第七條)

(二) 金融機關ハ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ
振出し又ハ發行スル手形小切手及郵便爲
替證書ニハ舊券ノ受入ニ依リ振出し又ハ



發行スルモノヲ除クノ外ハ特定ノ表示ヲ爲スベク(ロ)此ノ表示ナキモノ及命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズル支拂指圖(以下封鎖支拂指圖ト稱ス)ニ付テハ金融機關ハ前記ノ命令所定日以前ニ於テハ新券ニ依リ其ノ支拂ヲ爲スコトヲ得ザルモノトシ(ハ)前記命令所定日ノ翌日ニ於テ現ニ存スル命令ヲ以テ定ムル封鎖支拂指圖ハ違滞ナク之ヲ金融機關ニ對スル預金貯金又ハ金錢信託ト爲スベキモノトス

(三)日本銀行ハ命令ヲ以テ定ムル日ニ於ケル舊券ノ發行高ヲ其ノ翌日ニ於ケル日本銀行券發行高ヨリ除去スベク除去シタル發行高ニ相當スル金額ハ日本銀行ニ於テ特別ノ勘定ヲ設ケ之ヲ區分整理スベキモノトス(第五條)

(四)本令施行上必要ナル罰則及沒收ニ關スル

コトヲ定ム(第八條乃至第十條)

三 日本銀行券預入令ノ特例ノ件

日本銀行券預入令ニ規定スル舊券ニシテ一定ノ證紙ヲ貼附シタルモノハ大藏大臣ノ定ムル日迄ハ之ヲ同令ニ規定スル新券ト看做スコトトシ此ノ證紙ハ日本銀行之ヲ發行スルコトトシ其ノ種類及様式ヲ定メ其ノ他所

要ノ罰則ヲ定ム

第四 臨時財産調査令

當局大臣ノ説明ニ依レバ政府ハ戰時利得ヲ排除スルト共ニ戰後財政ノ確定ヲ圖リ惡性インフレーションヲ防止シテ國民經濟ノ安定ニ資スル等ノ爲財産税個人財産増加税及法人戰時利得税ヲ創設セントシ其ノ法律案ハ總選舉後ニ開會セラルベキ特別議會ニ提案セントスルモノナルガ財産税等ノ課税氣構ニ依リ民間ニ於テハ預金引出又ハ換物等ノ傾向相當旺盛ニ見受ケラルルト共ニ他面生産活動ノ意欲兎角停滞シインフレーション

ンノ亢進ヲ刺戟スル所尠カラズ早急ニ財産税等ノ調査時點ヲ劃シ民心ノ安定ヲ圖ルコト必要ナリ由テ此ノ際財産税等ノ調査時期ヲ確定スルト共ニ直ニ調査スルニ非ザレバ後日財産状態ノ確認殆ンド不可能トナルガ如キ財産關係ノ移動ノ頻繁ナル財産等ヲ調査確認シ置キ以テ民心ノ安定ヲ圖ルト共ニ新税ノ創設及確保ニ資セントス而シテ此ノ事ハ來ルベキ議會ノ開會ヲ待テ立法的措置ニ依リ之ヲ行フモ既ニ其ノ時機ヲ失シ人心ノ不安動搖ト生産意欲ノ低下トハ其ノ極ニ達シ又財産税ノ確保モ亦之ヲ期シ難キニ至

リ公共ノ安全ヲ保持スルコト困難ニ立至ル
ルモノト認メラルルニ由リ此ノ際日本銀行
券ノ引換及金融緊急措置ノ實行ニ即應シ右
ノ措置ヲ行フ爲憲法第八條第一項ノ規定ニ
依リ本案勅令ノ制定ヲ仰ガントスルモノニ
シテ其ノ要旨左ノ如シ

(一) 本令ハ戰時利得ノ排除國家財政ノ再建國
民經濟ノ安定等ヲ目途トスル新稅ノ創設
及確保ニ資スル爲命令ヲ以テ定ムル時期
以下調査時期ト稱スニ於ケル個人及法人
ノ財産等ヲ調査スルヲ以テ目的トス(條一)
(二) 調査時期ニ於テ(イ)預金貯金其ノ他此等ニ

準ズル債權(ロ)公債社債株式其ノ他此等ニ
準ズル財産(ハ)手形又ハ小切手(ニ)投資信託
ノ受益權等ニシテ命令ヲ以テ定ムル財産
ヲ有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該
財産ニ關スル事項又現ニ存スル(イ)生命
保險契約(ロ)金錢信託契約(投資信託契約ヲ
除ク)又ハ有價證券信託契約(ハ)無盡契約(ニ)
郵便年金契約ニシテ命令ヲ以テ定ムルモ
ノノ契約者又ハ郵便年金受取人ハ命令ノ
定ムル所ニ依リ當該契約ニ關スル事項ヲ
夫々所轄稅務署ニ申告スベキモノトシ其
ノ申告ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ當該有價證券其ノ他當該所屬ノ
ハ契約ヲ證スル書面ヲ所轄稅務署ニ提出
スベク其ノ申告アリタルトキハ政府ハ當
該財產又ハ契約ニ付申告アリタルコトヲ
證スル爲此等ノ書面ニ政府ノ發行スル證
紙ヲ貼附シ之ニ契印スル等ノ方法ニ依リ
必要ナル措置ヲ爲スベク申告ノ爲サレザ
ル財產又ハ契約ニ付テハ命令ヲ以テ其ノ
效力ノ制限又ハ處分ノ制限若ハ禁止ニ關
シ必要ナル定ヲ爲スコトヲ得ベク其ノ財
產及契約ニ基キ契約者、生命保險金若ハ郵
便年金ノ受取人又ハ信託ノ受益者ノ有ス

ル權利ハ法律ノ定ムル所ニ依リ之ヲ國庫

ニ歸屬セシムルモノトス(第二條、第三條、第七條乃至第九條)

(三) 日本銀行券預入令第二條第一項ノ規定ニ
依ル預金、貯金又ハ金錢信託ヲ爲サントス
ル者及同條第二項ノ規定ニ依ル支拂ヲ請
求セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
當該預金、貯金、金錢信託又ハ支拂請求ニ關
スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベク此ノ
申告ナキ場合ニ於テハ日本銀行券預入令
ニ規定スル金融機關ハ同令第二條ニ規定
スル預金、貯金若ハ金錢信託ノ受入又ハ日
本銀行券ニ依ル支拂ヲ爲スコトヲ得ザル



七ノトス(第十四條及)

(四) 大藏大臣ハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ郵便官署、銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲシテ以上ノ事項ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得ルモノトシ此等ノ事務ノ取扱ヲ爲ス法人ノ當該事務ニ従事スル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做スコトトス(第十條)

(五) 法人ハ調査時期ニ於ケル財産目錄、貸借對照表、動産及債權債務ニ關スル明細書其ノ他ノ書類ヲ作成シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベク命令ヲ以テ定ムル事業ヲ爲ス個人

ハ調査時期ニ於テ其ノ事業ニ關シテ有スル動産及債權債務ニ關スル事項ヲ所轄稅務署ニ申告スベク稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ此等ノ法人又ハ個人ニ質問ヲ爲シ又ハ當該事業ニ關スル帳簿書類、財産其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得ルモノトス(第五條、第六條及第十一條)
(六) 本令施行上必要ナル罰則ヲ定ム(第十三條乃至第十條)

第五 隱匿物資等緊急措置令

當局大臣ノ説明ニ依レバ終戰後各種物資ノ需給ハ極度ニ逼迫シ其ノ反面不正又ハ不當



ニ物資ヲ隱匿退藏スル者亦少カラズ中興
戰時ノ混亂ニ乘ジ軍等ヨリ不當ニ物資ノ拵
下ゲテ受ケ又ハイインフレーションノ傾向及
財産税ノ實施等ヲ見越シ買溜メ賣惜シミヲ
爲ス等面白カラザルモノアリ斯クテハ國民
一般ニ好マシカラザル影響ヲ與フルノミナ
ラズ産業活動ニモ大ナル障害ヲ與フルニ由
リ此ノ際政府ニ於テハ此ノ如キ形態ニ於テ
物資ヲ保有スル者其ノ他物資ヲ特ニ多量ニ
所有スルモノヨリ之ガ供出ヲ爲サシメ之ヲ
適正ニ配給シ以テ窮迫セル國民生活ヲ物心
共ニ安定セシメントス而シテ此ノ措置ハ急

速ニ斷行スルニ非ザレバ容易ナラザル事態
ニ陥ラザルヲ保シ難キニ由リ公共ノ安全ヲ
保持スル爲緊急ノ必要アリト認メ憲法第八
條第一項ノ規定ニ基キ本件ノ勅令ヲ立案シ
タルモノニシテ其ノ要旨ヲ述ブレバ次ノ如
シ

(一) 本令施行ノ際現ニ特定ノ物資(各種石油製
品、同纖維製品及纖維屑、生ゴム、屑ゴム、ゴム
製品、革及革靴、油脂加工品、鐵鋼、電熱線、銅及
故銅、錫、輕金屬、電動機、變壓器、電球、軸受ノ類
ニシテ以下調査物資ト稱ス)ヲ所有シ又ハ
占有スル者ハ本令施行ノ日ニ於テ所有シ

又ハ占有スル此等ノ物資ニ付一定ノ申告
事項ヲ記載シタル報告書ヲ昭和二十一年
三月十日迄ニ當該物資ノ所在ノ場所ヲ管
轄スル地方長官ヲ經由シ商工大臣ニ提出
スベク但ダ商工大臣ノ指定スル數量ニ滿
タザル調査物資ヲ所有シ又ハ占有スル者
ニ付テハ之ノ限ニ在ラザルモノトシ(條一)
此ノ報告書ヲ提出スベキ調査物資ヲ所有
シ又ハ占有スル者ハ物資統制令等他ノ法
令ノ規定ニ基ク所定ノ経路及方法ニ依ル
場合茲ニ民生ノ安定確保ヲ主眼トシ本令
が特ニ定ムル経路及方法ニ依ル場合ヲ除

ク外本令施行ノ日ヨリ昭和二十一年四月
二十日ニ至ル期間當該物資ヲ讓渡シ又ハ
隱匿若ハ退藏ノ目的ヲ以テ其ノ形質ヲ變
更シ若ハ之ヲ移動スルコトヲ得ザルコト
トシ讓渡ノ禁止セラレタル場合ニ於テハ
當該物資ハ之ヲ讓受クルコトヲ得ザルコ
トトス(條二)

(二) 主務大臣又ハ地方長官調査物資又ハ調査
物資以外ノ國民生活ノ安定ヲ確保スル爲
必要ナル物資ニシテ主務大臣ノ指定スル
モノ(以下指定物資ト稱ス)ノ配給ノ適正又
ハ價格ノ安定其ノ他國民經濟ノ正當ナル



運行ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ
査物資又ハ指定物資ヲ隠匿シ又ハ退藏ス
ト認メラルル所有者其ノ他此等ノ物資ヲ
多量ニ所有スル者ニ對シ期間其ノ他必要
ナル事項ヲ指定シテ當該物資ノ讓渡其ノ
他ノ處分ヲ禁止シ又ハ當該物資ノ讓渡ヲ
命ズルコトヲ得ルコトトシ讓渡其ノ他ノ
處分ノ禁止ノ命令ヲ爲シタル場合又ハ此
ノ命令ヲ爲スコト著シク困難ナル場合ニ
於テ必要アリト認ムルトキハ物資ノ占有
者ニ對シ物資ノ引渡其ノ他ノ處分ヲ禁止
スルコトヲ得ベク讓渡ノ命令ヲ爲シタル

場合又ハ此ノ命令ヲ爲スコト著シク困難
ナル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ
當該物資ノ占有者ニ對シ之ガ引渡ヲ命ズ
ルコトヲ得ベク調査物資又ハ指定物資ノ
所有者知レザル場合其ノ他所有者ニ對シ
前記ノ讓渡命令ヲ爲スコト著シク困難ナ
ル場合ニ於テ右ノ引渡命令ヲ爲シタルト
キハ當該物資ノ引渡ノ相手方ヲシテ其ノ
對價ヲ供託セシム(第三)

(三) 調査物資又ハ指定物資ヲ隠匿又ハ退藏ス
ト認メラルル所有者其ノ他此等ノ物資ヲ
多量ニ所有スル者ハ主務大臣又ハ地方長

官ノ指定スル者が其ノ認可ヲ受ケ之が譲渡ヲ求メタルトキハ原則トシテ之ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトシ調査物資又ハ指定物資ヲ占有スル者ハ右ノ主務大臣又ハ地方長官ノ指定スル者が當該物資ノ譲渡ヲ受ケタル場合又ハ所有者ニ對シ譲渡ヲ求ムルコト著シク困難ナル場合ニ於テ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之が引渡ヲ求メタルトキハ原則トシテ之ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトス(條四)

(四) 前記ノ調査物資又ハ指定物資ノ譲渡ハ他ノ法令ニ拘ラス其ノ効力ヲ有スルモノト

シ及譲渡スベキ調査物資又ハ指定物資が擔保權ノ目的タル場合ノ事ヲ定ム(條六)

(五) 主務大臣又ハ地方長官ハ調査物資若ハ指定物資ニ係關係者ヨリ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ調査物資指定物資書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得ベク必要アリト認ムルトキハ關係アル法人其ノ他ノ團體ノ職員ヲシテ右ノ検査ニ關スル事務ニ從事セシムルコトヲ得ベク市町村長等ヲシテ調査物資ニ關スル調査ノ實施ニ必要ナル事務ヲ行ハ



シムルコトヲ得ルモノトス(第七條)

(六) 本令施行上必要ナル罰則ヲ定ム(第十條乃至第十四條)
按ズルニ戦争ノ遂行ニ起因シ通貨ハ極メテ膨脹シ其ノ増勢ハ殆ド底止スル所ヲ知ラザルト共ニ各種物資ノ需給關係亦頗ル逼迫ヲ告ゲ我が經濟秩序ハ惡化ノ一途ヲ辿リ漫然事態ノ推移ニ委ネンカ遂ニ破局ニ頻スルノ虞ナキヲ保スベカラズ之ガ爲政府ハ總力ヲ擧ゲテ凡エル經濟施策ヲ講ズルコト喫緊ノ要務ナルハ言フ俟タズ而シテ本案ノ各件ハ或ハ過利購買力ヲ一時的ニ封鎖シ或ハ新税ノ創設及確保ニ資シ或ハ隱匿藏物資ノ動員ヲ圖ラントスルモノニ

シテ今ヤ其ノ邊キニ失スルノ憾ナキニ非ザルモ畢竟我が經濟再建ノ基礎確立ニ寄與スルモノト謂フベク現下ノ事態ニ於テ妥當ノ措置タルヲ失ハズ而シテ之ヲ此ノ際緊急勅令ノ形式ヲ以テ定ムルモ亦已ムヲ得ザル所ナリト認ム仍テ審査委員ニ於テハ本案ノ各件ハ執レモ此ノ儘之ヲ可決スベキ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス





